

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第68号

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県食品衛生法施行細則（昭和49年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（食品衛生検査施設の機械及び器具）</u></p> <p>第8条 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める機械及び器具は、<u>純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽、ガスクロマトグラフ質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計、高速液体クロマトグラフ及びPCR装置とする。</u></p> <p>別表第3（第10条の2関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 自動車による移動型の営業施設についての特例 飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、<u>乳類販売業、食肉販売業及び魚介類販売業</u></p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>4 略</p>	<p>第8条 <u>削除</u></p> <p>別表第3（第10条の2関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 自動車による移動型の営業施設についての特例 飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、食肉販売業及び魚介類販売業</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。